

「屋内退避および避難等に関する指標」(防災指針)

O1L 基準 (案) (原子力災害対策指針に盛り込まれる予定)

(抜粋)

別表1 屋内退避および避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)	内部被ばくによる等価線量	防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による小見甲状態の等価線量 ウランによる骨表面または肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 	防護対策の内容
10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。中性子線またはガンマ線の放出に知しでは、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。

(注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づき周辺住民等の防護対策措置について指示が行われる。
 2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なまらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。
 (出典：「防災指針」第5章5-3 表2)

(抜粋)
表 防護措置基準

基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
避難基準	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間外へ避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地表面 1m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施
早期防護措置 早期飲食物摂取制限基準	経口摂取による被ばく影響を早期に防止するため、飲食物中の放射性各種濃度制限までの間、不可飲でない地産産物の摂取制限を暫定的に実施する際の基準	0.5 μ Sv/h (空間放射線量率) (地表面 1m)	数日内を目途に区域を特定し、飲食物摂取制限の基準で制限されるまで、不可飲でない地産産物の消費を制限
早期防護措置 一時移転基準	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	β 線： 40,000cpm ※1 (除塵器の放射線率) 検査値(測定値、約12Bq/cm ²)	避難基準に基づきで避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は、迅速に除染

※1 β 線入射密度が約200mRの検出器を利用した場合 (我が国では、IAEAの基準よりも大きい口径の検出器を用いている)

〈論 点〉

■「原子力災害対策指針」では、予測から実際に測定された値(初期値)に基づき、防護措置を講じるとする考え方。(予測 → 実測へ)
 この指針の考えを基本としつつ、従来の予測による判断指標も併用して防護活動を実施してはどうか。